

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)										新 (令和元年10月版)										
編	章	節	条	項	項以下	項以下	項以下	項以下	項以下	編	章	節	条	項	項以下	項以下	項以下	項以下	項以下	項以下
現行条文						編章節条 (項目見出し)						新条文						改定理由		
1	0	0	0	0	1	第1編	共 通 編			1	0	0	0	0	1	第1編	共 通 編			
1	1	0	0	0	1	第1章	総 則			1	1	0	0	0	1	第1章	総 則			
1	1	1	0	0	1	第1節	総 則			1	1	1	0	0	1	第1節	総 則			
1	1	1	5	0	1	1-1-1-5	コリンズ (CORINS) への登録			1	1	1	5	0	1	1-1-1-5	コリンズ (CORINS) への登録			
1	1	1	5	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (コリンズ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。			1	1	1	5	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム (コリンズ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。			コリンズ運用の変更に伴い修正
1	1	1	5	1	2		なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。			1	1	1	5	1	2					コリンズの入力規則に合わせ削除
1	1	1	5	1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。			1	1	1	5	1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。			コリンズ実態に基づき修正
1	1	1	5	1	4		なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。			1	1	1	5	1	4		なお、変更時と工事完成時の間が10日間 (土曜日、日曜日、祝日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。			コリンズ実態に基づき修正
1	1	1	5	1	5					1	1	1	5	1	5		また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。			コリンズ運用の変更に伴い修正
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳			1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳			
1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安第763号、国空交企第643号) に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。			1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安第763号、国空交企第643号) に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。			諸基準類の新規策定のため追記
1	1	1	23	0	1	1-1-1-23				1	1	1	23	0	1	1-1-1-23				
1	1	1	23	5	1	5. 周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。			1	1	1	23	5	1	5. 周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。			影響が生じた場合では、対策として手戻りとなる可能性があるため文言追加修正
1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保			1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保			
1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号) 第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。			1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法 (平成30年7月改正 法律第78号) 第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。			諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号) 等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。			1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法 (平成30年7月改正 法律第78号) 等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。			諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	事故報告書			1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	事故報告書			
1	1	1	30	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成27年6月改正法律第50号) に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号) 若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号) に基づき指定された排出ガス対策型建設機械 (以下「排出ガス対策型建設機械等」という。) を使用しなければならない。			1	1	1	30	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正法律第41号) に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号) 若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号) に基づき指定された排出ガス対策型建設機械 (以下「排出ガス対策型建設機械等」という。) を使用しなければならない。			諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理			1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理			

土木工事共通仕様書新旧対照表

新（平成30年10月版）					新（令和元年10月版）											
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由		
1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年2月7日改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（県土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（県土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成28年7月15日改正政令第258号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（平成27年9月改正法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	0	1-1-1-34	諸法令の遵守	諸法令の遵守	1	1	1	34	0	1-1-1-34	諸法令の遵守		
1	1	1	34	1	3	(2) 建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）	(2) 建設業法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	3	(2)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	5	(4) 労働基準法（平成27年5月改正 法律第31号）	(4) 労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	5	(4)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	6	(5) 労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）	(5) 労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）	1	1	1	34	1	6	(5)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	7	(6) 作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）	(6) 作業環境測定法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	7	(6)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	8	(7) じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）	(7) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	8	(7)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	9	(8) 雇用保険法（平成28年6月改正 法律第63号）	(8) 雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	9	(8)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	10	(9) 労働者災害補償保険法（平成27年5月改正 法律第17号）	(9) 労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）	1	1	1	34	1	10	(9)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	11	(10) 健康保険法（平成28年12月改正 法律第114号）	(10) 健康保険法（平成30年7月改正 法律第79号）	1	1	1	34	1	11	(10)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	12	(11) 中小企業退職金共済法（平成28年6月改正 法律第66号）	(11) 中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	12	(11)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	13	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成28年5月改正 法律第47号）	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	13	(12)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	14	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成28年11月改正 法律第89号）	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	14	(13)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	15	(14) 道路法（平成28年3月改正 法律第19号）	(14) 道路法（平成30年3月改正 法律第6号）	1	1	1	34	1	15	(14)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	16	(15) 道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）	(15) 道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	16	(15)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	17	(16) 道路運送法（平成28年12月改正 法律第106号）	(16) 道路運送法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	17	(16)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	18	(17) 道路運送車両法（平成28年11月改正 法律第86号）	(17) 道路運送車両法（平成29年5月改正 法律第40号）	1	1	1	34	1	18	(17)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	20	(19) 地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号）	(19) 地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	20	(19)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	21	(20) 河川法（平成27年5月改正 法律第22号）	(20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	21	(20)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	22	(21) 海岸法（平成26年6月改正 法律第69号）	(21) 海岸法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	22	(21)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	23	(22) 港湾法（平成28年5月改正 法律第45号）	(22) 港湾法（平成29年6月改正 法律第55号）	1	1	1	34	1	23	(22)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	24	(23) 港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	(23) 港則法（平成29年6月改正 法律第55号）	1	1	1	34	1	24	(23)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	27	(26) 航空法（平成28年5月改正 法律第51号）	(26) 航空法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	27	(26)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	29	(28) 軌道法（平成18年3月改正 法律第19号）	(28) 軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	29	(28)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	30	(29) 森林法（平成28年5月改正 法律第47号）	(29) 森林法（平成30年6月改正 法律第35号）	1	1	1	34	1	30	(29)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	31	(30) 環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）	(30) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	1	1	1	34	1	31	(30)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	33	(32) 大気汚染防止法（平成27年6月改正 法律第41号）	(32) 大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	33	(32)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	35	(34) 水質汚濁防止法（平成28年5月改正 法律第47号）	(34) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	35	(34)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	38	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年7月改正 法律第58号）	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正 法律第61号）	1	1	1	34	1	38	(37)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	39	(38) 文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）	(38) 文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号）	1	1	1	34	1	39	(38)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	41	(40) 電気事業法（平成28年6月改正 法律第59号）	(40) 電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	41	(40)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	42	(41) 消防法（平成27年9月改正 法律第66号）	(41) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	42	(41)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	43	(42) 測量法（平成23年6月改正 法律第61号）	(42) 測量法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	43	(42)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	44	(43) 建築基準法（平成28年6月改正 法律第72号）	(43) 建築基準法（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	44	(43)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	45	(44) 都市公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	(44) 都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	1	1	1	34	1	45	(44)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	47	(46) 土壌汚染対策法（平成26年6月改正 法律第51号）	(46) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	47	(46)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	48	(47) 駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号）	(47) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	1	1	1	34	1	48	(47)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	51	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正 法律第73号）	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	34	1	51	(50)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	52	(51) 船員法（平成26年6月改正 法律第69号）	(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	52	(51)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	53	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第69号）	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	1	1	1	34	1	53	(52)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	54	(53) 船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	34	1	54	(53)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	61	(60) 漁業法（平成28年12月改正 法律第94号）	(60) 漁業法（平成30年7月改正 法律第75号）	1	1	1	34	1	61	(60)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	1	1	34	1	64	(63) 厚生年金保険法（平成28年12月改正 法律第114号）	(63) 厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	34	1	64	(63)	諸基準類の改定に伴う修正	

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)									
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1	34	1	68	(67) 職業安定法 (平成28年5月改正 法律第47号)	1	1	1	34	1	68	(67) 職業安定法 (平成30年7月改正 法律第71号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	69	(68) 所得税法 (平成28年11月改正 法律第89号)	1	1	1	34	1	69	(68) 所得税法 (平成30年6月改正 法律第41号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	71	(70) 船員保険法 (平成28年12月改正 法律第114号)	1	1	1	34	1	71	(70) 船員保険法 (平成29年6月改正 法律第52号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	72	(71) 著作権法 (平成28年5月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	72	(71) 著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	73	(72) 電波法 (平成27年5月改正 法律第26号)	1	1	1	34	1	73	(72) 電波法 (平成30年5月改正 法律第24号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	75	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号)	1	1	1	34	1	75	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	76	(75) 農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	76	(75) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	77	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	77	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	78	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	78	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	80	(79) 警備業法 (平成23年6月改正 法律第61号)	1	1	1	34	1	80	(79) 警備業法 (平成30年5月改正 法律第33号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	85	(84) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成28年5月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	85	(84) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成30年6月改正 法律第41号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	86	(85) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	86	(85) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第67号)	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	39	0	1	1-1-1-39 特許権等	1	1	1	39	0	1	1-1-1-39 特許権等	
						発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成28年5月27日改正法律第51号 法律第65号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属							発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとす	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	0	0	0	1	第3章 無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章 無筋・鉄筋コンクリート	
1	3	1	0	0	1	第1節 適用	1	3	1	0	0	1	第1節 適用	
1	3	1	0	4	1	4. アルカリ骨材反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場建設課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	1	3	1	0	4	1	4. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場建設課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
1	3	2	0	0	3	土木学会コンクリート標準示方書 (施工編) (平成25年3月)	1	3	2	0	0	3	土木学会コンクリート標準示方書 (施工編) (平成30年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	2	0	0	4	土木学会コンクリート標準示方書 (設計編) (平成25年3月)	1	3	2	0	0	4	土木学会コンクリート標準示方書 (設計編) (平成30年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	2	0	1	9	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成21年9月)	1	3	2	0	1	9	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成29年9月)	諸基準類の改定に伴う修正
							1	3	2	0	1	11	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (平成29年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
							1	3	2	0	1	12	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成29年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
							1	3	2	0	1	13	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月)	諸基準類の改定に伴う修正
							1	3	2	0	1	14	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)	諸基準類の改定に伴う修正
							1	3	2	0	1	15	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成31年1月)	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	2	0	3	1	3. 塩分の浸透防止 受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	1	3	2	0	3	1	3. 塩分の浸透防止 受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	0	0	1	第5節 現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	第5節 現場練りコンクリート	
1	3	5	4	0	1	1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ	
1	3	5	4	1	1	1. 軽量装置	1	3	5	4	1	1	1. 軽量装置	
1	3	5	4	1	2	(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。	1	3	5	4	1	2	(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	1	3		1	3	5	4	1	3		諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	3	2	2. 材料の計量	1	3	5	4	3	2		

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)									
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
1	3	5	4	2	5	(3) 計量誤差は、1回計量分に対し、「表1-3-5計量の許容誤差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	5	計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表1-3-5計量値の許容誤差」の値以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2	6	(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	1	3	5	4	2	6	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2	7	その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-5計量の許容誤差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	7	その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-5計量値の許容差」の値以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	5	4	2	9	(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	1	3	5	4	2	9	受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	
1	3	5	4	2	10	表1-3-5 計量の許容誤差	1	3	5	4	2	10	表1-3-5 計量値の許容差	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	0	0	1	第6節 運搬・打設	1	3	6	0	0	1	第6節 運搬・打設	
1	3	6	4	0	1	1-3-6-4 打設	1	3	6	4	0	1	1-3-6-4 打設	
1	3	6	4	12	1	12. 打設計画書 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とする。	1	3	6	4	12	1	12. 打設計画書 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	4	16	1	16. 不要となったスベーサの除去 受注者は、コンクリートの打設に際しては、不要となったスベーサを可能な限り取り除かなければならない。								実態に合わせて削除
1	3	6	4	17	1	17. 壁または柱の連続打設時の注意 受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	1	3	6	4	16	1	16. 壁または柱の連続打設時の注意 受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	軽微な修正 (番号)
1	3	6	4	18	1	18. アーチ形式のコンクリート端部 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。	1	3	6	4	17	1	17. アーチ形式のコンクリート端部 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。	軽微な修正 (番号)
1	3	6	4	19	1	19. アーチ形式のコンクリート打設 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	1	3	6	4	18	1	18. アーチ形式のコンクリート打設 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	軽微な修正 (番号)
1	3	6	4	20	1	20. アーチ形式のコンクリート打継目 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広い時はアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。	1	3	6	4	19	1	19. アーチ形式のコンクリート打継目 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広い時はアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。	軽微な修正 (番号)
1	3	6	5	0	1	1-3-6-5 締固め								
1	3	6	5	2	1	2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	1	3	6	5	2	1	2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	6	0	1	1-3-6-6 沈下ひび割れの防止	1	3	6	6	0	1	1-3-6-6 沈下ひび割れの防止	
1	3	6	6	2	1	2. 沈下ひび割れの防止 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。	1	3	6	6	2	1	2. 沈下ひび割れの防止 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。	
1	3	6	6	2	2	再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	1	3	6	6	2	2	再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	7	0	1	1-3-6-7 打継目	1	3	6	7	0	1	1-3-6-7 打継目	
1	3	6	7	1	1	1. 一般事項 打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	1	3	6	7	1	1	1. 一般事項 打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	7	2	1	2. 打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	1	3	6	7	2	1	2. 打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	7	3	1	3. 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。	1	3	6	7	3	1	3. 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キヤーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所用の性能を満足することを照査した上で実施する。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	6	7	8	1	8. 伸縮継目 伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	1	3	6	7	8	1	8. 伸縮目地 伸縮目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新（平成30年10月版）					新（令和元年10月版）																			
編	章	節	条	項以下	項以下	編	章	節	条	項以下	項以下	編	章	節	条	項以下	項以下	編	章	節	条	項以下	項以下	
現行条文					新条文					改定理由														
1	3	6	9	0	1	養生						1	3	6	9	0	1	養生						
1	3	6	9	1	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	9	1	1	1	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正						
1	3	6	9	2	1	2. 湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認し、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は表1-3-6を標準とする。	1	3	6	9	2	1	1	2. 湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は表1-3-6を標準とする。	諸基準類の改定に伴う修正							
												1	3	6	9	2	2	なお、中庸熟ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-6に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正					
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工									
1	3	7	3	0	1	1-3-7-3	加工	1	3	7	3	0	1	1-3-7-3	加工									
1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編） 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。										受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編） 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正						
1	3	7	4	0	1	組立て		1	3	7	4	0	1	組立て										
1	3	7	4	2	1	2. 配筋・組立	受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。	1	3	7	4	2	1	2. 配筋・組立	受注者は、配筋・組立において以下によらなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正								
								1	3	7	4	2	2	(1)	受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正								
1	3	7	4	2	2		なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	1	3	7	4	2	3		なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正								
								1	3	7	4	2	4	(2)	受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正								
								1	3	7	4	2	5	(3)	受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正								
1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手	1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手									
1	3	7	5	2	1	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	1	3	7	5	2	1	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正								
1	3	7	5	3	1	3. 継手位置の相互ずらし	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	1	3	7	5	3	1	3. 継手位置	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正								
1	3	7	5	5	1	5. 継ぎたし鉄筋の保護	受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。	1	3	7	5	5	1	5. 継ぎたし鉄筋の保護	受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正								
1	3	7	6	0	1	ガス圧接		1	3	7	6	0	1	ガス圧接										
1	3	7	6	4	1	4. 圧接面の清掃	受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	1	3	7	6	4	1	4. 圧接面の清掃	受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合は、ディスクグラインダーで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正								

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)						新 (令和元年10月版)										
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
1	3	7	6	5	1	5. 圧接面の隙間	突合せた圧接面は、なるべく平面とし周辺の隙間は2mm以下とする。	1	3	7	6	5	1	5. 圧接面のすきま	突合せた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすきまは2mm以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	7	6	6	1	6. 悪天候時の作業禁止	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <b>遮へいした場合は作業を行うことができる。</b>	1	3	7	6	6	1	6. 悪天候時の作業禁止	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <b>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。</b>	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	
1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生	1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生	
1	3	10	3	3	1	3. 凍結の保護	受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。	1	3	10	3	3	1	3. 凍結からの保護	受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。	表記修正
1	3	10	3	5	1	5. 養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-7の値以上とするのを標準とする。									
1	3	10	3	5	2		なお、表1-3-7の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に係る養生日数として表1-3-7に示す期間も満足する必要がある。	1	3	10	3	5	3		なお、表1-3-7の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に係る養生日数として表1-3-7に示す期間も満足する必要がある。	
1	3	10	3	5	3		表1-3-7 寒中コンクリートの養生期間							表1-3-7 寒中コンクリートの温度制御養生期間	諸基準類の改定に伴う修正	
1	3	11	0	0	1	第11節	マスコンクリート	1	3	11	0	0	1	第11節	マスコンクリート	
1	3	11	2	0	1	1-3-11-2	施工	1	3	11	2	0	1	1-3-11-2	施工	
1	3	11	2	5	1	5. 型枠による対策	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1	3	11	2	5	1	5. 型枠による対策	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 <b>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造</b> を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート									
1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造									
1	3	13	3	3	1	3. 材料の計量										
1	3	13	3	3	4	(2)	計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-8計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。							(2)	計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-8計量値の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	3	13	3	3	5		表1-3-8 計量の許容誤差 (水中不分離性コンクリート)							表1-3-8 計量値の許容差 (水中不分離性コンクリート)	諸基準類の改定に伴う修正	
1	3	13	4	0	1	1-3-13-4	運搬打設	1	3	13	4	0	1	1-3-13-4	運搬打設	
1	3	13	4	3	1	3. 打設		1	3	13	4	3	1	3. 打設		
1	3	13	4	3	7	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	1	3	13	4	3	7	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。 <b>やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</b>	
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	
2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材	2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材	
2	2	5	7	0	1	2-2-5-7	溶接材料	2	2	5	7	0	1	2-2-5-7	溶接材料	
2	2	5	7	1	10		JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)	2	2	5	7	1	10		JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス)	JIS名称変更に伴う修正
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	
2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項	2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項	
2	2	6	1	4	1	4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。								受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 <b>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</b>	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	6	1	7	1	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。	2	2	6	1	7	1	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。 <b>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</b>	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	6	1	9	1	9. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めセメントの使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	2	2	6	1	9	1	9. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めセメントの使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 <b>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</b>	諸基準類の改定に伴う修正
2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料	2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料	

土木工事共通仕様書新旧対照表

新（平成30年10月版）					新（令和元年10月版）												
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由	
2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編） JSCE-D 102-2013 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成25年11月）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編） JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。		諸基準類の改定に伴う修正
2	2	7	0	0	1	第7節											
2	2	7	1	0	1	2-2-7-1											
2	2	7	1	3	1	3.アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。	2	2	7	1	3	1	3.アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料		
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤		
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正 政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正 政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		改正年月日
2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線		
2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識		
2	2	12	1	0	2		標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	1	0	2		標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。		用語修正
2	2	12	1	0	3	(1)	標識板	2	2	12	1	0	3	(1)	標識板		用語修正
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編		
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工		
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
3	2	2	0	0	41		厚生労働省「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成23年3月）	3	2	2	0	0	41		厚生労働省「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成29年6月）		諸基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	47		土木学会コンクリート標準示方書（標準編）（平成25年11月）	3	2	2	0	0	47		土木学会コンクリート標準示方書（標準編）（平成30年10月）		諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	0	0	1	第3節		3	2	3	0	0	1	第3節			
3	2	3	2	0	1	3-2-3-2		3	2	3	2	0	1	3-2-3-2			
3	2	3	2	4	1	4.路側防護柵工の材料	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	2	3	2	4	1	4.路側防護柵工の材料	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。		
3	2	3	2	4	3	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用（Z27）の275g/m <sup>2</sup> （両面付着量）以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	3	2	4	3	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
								3	2	3	2	4	8	(7)	鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
								3	2	3	2	4	9	①	海岸に近接し、潮風が強く当たる場所		諸基準類の改定に伴う修正
								3	2	3	2	4	10	②	雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所		諸基準類の改定に伴う修正
								3	2	3	2	4	11	③	路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合		諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	2	5	1	5.亜鉛めっき地肌のままの材料	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	2	3	2	5	1	5.亜鉛めっき地肌のままの材料	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。		
3	2	3	2	5	3	(2)	受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。								受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	2	6	1	6.視線誘導標の形状及び性能	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。										
3	2	3	2	6	2	(1)	反射体	3	2	3	2	6	2	(1)	反射体		
3	2	3	2	6	4	②	受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	3	2	3	2	6	4	②	受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。		
3	2	3	2	6	5		白色	3	2	3	2	6	5		白色		

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)						新 (令和元年10月版)								
編	章	節	条	項	項以下	項以下	編	章	節	条	項	項以下	項以下	改定理由
現行条文						編章節条						新条文		
3	2	3	2	6	6	0.31+0.25x≥y≥0.28+0.25x	3	2	3	2	6	6	0.31+0.25x≥y≥0.28+0.25x	
3	2	3	2	6	7	0.50≥x≥0.41	3	2	3	2	6	7	0.50≥x≥0.41	
3	2	3	2	6	8	橙色	3	2	3	2	6	8	橙色	
3	2	3	2	6	9	0.44≥y≥0.39	3	2	3	2	6	9	0.44≥y≥0.39	
3	2	3	2	6	10	y≥0.99-x	3	2	3	2	6	10	y≥0.99-x	
3	2	3	2	6	11	ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第三部:CIE三刺激値)の色度座標である。	3	2	3	2	6	11	ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第三部:CIE三刺激値)の色度座標である。	誤記修正
3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	
3	2	3	6	10	1	10. 素材加工 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。	3	2	3	6	10	1	10. 素材加工 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	
3	2	3	13	2	1	2. 適用規定 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	3	2	3	13	2	1	2. 適用規定 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	
3	2	3	13	2	5	(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	3	2	3	13	2	5	(3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	
3	2	3	13	2	7	② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。	3	2	3	13	2	7	② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	14	0	1	3-2-3-14	3	2	3	14	0	1	3-2-3-14	
3	2	3	14	1	1	1. コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。	3	2	3	14	1	1	1. コンクリートの施工 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。	
							3	2	3	14	1	6	(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	14	4	1	4. グラウトの施工 受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。	3	2	3	14	4	1	4. グラウトの施工 受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。	
3	2	3	14	4	2	(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。	3	2	3	14	4	2	(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。	
3	2	3	14	4	3	① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。							グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	14	4	19	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。							寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	14	7	1	7. プレグラウトPC鋼材 プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定による。	3	2	3	14	7	1	7. プレグラウトされたPC鋼材 プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	14	7	3	(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	3	2	3	14	7	3	(2) 使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	14	7	4	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。	3	2	3	14	7	4	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	14	7	5	(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。	3	2	3	14	7	5	(4) プレグラウトされたPC鋼材として(1)から(3)を使用して加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	15	0	1	3-2-3-15	3	2	3	15	0	1	3-2-3-15	
3	2	3	15	2	1	2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、以下の規定による。	3	2	3	15	2	1	2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、以下の規定による。	
3	2	3	15	2	2	(1) ブレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	3	2	3	15	2	2	(1) ブレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
							3	2	3	15	2	3	未硬化の接着剤の外観、粘度、可使用時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正



土木工事共通仕様書新旧対照表

新（平成30年10月版）					新（令和元年10月版）																			
編	章	節	条	項以下	項以下	編	章	節	条	項以下	項以下	編	章	節	条	項以下	項以下	編	章	節	条	項以下	項以下	
章節条項 (項目見出し)					現行条文						編章節条 (項目見出し)					新条文	改定理由							
3	2	3	15	2	3	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成25年11月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	15	2	4	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正										
3	2	3	15	2	4	表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準																		
3	2	3	15	2	6	(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	3	2	3	15	2	6	(3) プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正										
3	2	3	14	2	7	(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	3	2	3	14	2	7	(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正										
3	2	3	24	0	1	3-2-3-24 護岸用吸い出し防止シート工	3	2	3	24	0	1	3-2-3-24											
3	2	3	24	1	1	1. 材料の規格 護岸用吸い出し防止シートの品質は、表3-2-4の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（国土交通省認可）を有しているシートとする。	3	2	3	24	1	1	1. 材料の規格 護岸用吸い出し防止シートの品質は、表3-2-3の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（国土交通省認可）を有しているシートとする。											
3	2	3	24	1	3	表3-2-4 河川護岸用吸い出し防止シートの規格値	3	2	3	24	1	3	表3-2-3 河川護岸用吸い出し防止シートの規格値											
3	2	3	25	0	1	3-2-3-25 現場継手工																		
3	2	3	25	1	1	1. 一般事項 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-2-5に示す係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。								受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-2-4に示す係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。										
3	2	3	25	1	3	(2) 接触面を塗装する場合は、表3-2-6に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。								(2) 接触面を塗装する場合は、表3-2-5に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。										
3	2	3	25	1	4	表3-2-5 すべり係数								表3-2-4 すべり係数										
3	2	3	25	1	5	表3-2-6 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件								表3-2-5 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件										
3	2	3	25	4	1	4. 締付けボルト軸力 締付けボルト軸力については、以下の規定による。	3	2	3	25	4	1	4. 締付けボルト軸力 締付けボルト軸力については、以下の規定による。											
3	2	3	25	4	3	(2) 摩擦接合ボルトを、表3-2-7に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。	3	2	3	25	4	3	(2) 摩擦接合ボルトを、表3-2-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。	表番号修正										
3	2	3	25	4	4	表3-2-7 設計ボルト軸力 (kN)	3	2	3	25	4	4	表3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)	表番号修正										
3	2	3	25	4	6	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表3-2-8及び表3-2-9に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	3	2	3	25	4	6	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表3-2-7及び表3-2-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	表番号修正										
3	2	3	25	4	7	表3-2-8 常温時（10～30℃）の締付けボルト軸力の平均値	3	2	3	25	4	7	表3-2-7 常温時（10～30℃）の締付けボルト軸力の平均値	表番号修正										
3	2	3	25	4	8	表3-2-9 常温時以外（0～10℃、30～60℃）の締付けボルト軸力の平均値	3	2	3	25	4	8	表3-2-8 常温時以外（0～10℃、30～60℃）の締付けボルト軸力の平均値	表番号修正										
3	2	3	25	4	9	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表3-2-10に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。	3	2	3	25	4	9	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表3-2-9に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。	表番号修正										
3	2	3	25	4	10	表3-2-10 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	3	2	3	25	4	10	表3-2-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	表番号修正										
3	2	3	33	0	1	3-2-3-33	3	2	3	33	0	1	3-2-3-33											
3	2	3	33	9	1	9. 塗装の禁止条件 受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表3-2-11に示すとおりである。	3	2	3	33	9	1	9. 塗装の禁止条件 受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表3-2-10に示すとおりである。	表番号修正										
3	2	3	33	9	2	表3-2-11 塗装禁止条件	3	2	3	33	9	2	表3-2-10 塗装禁止条件	表番号修正										
3	2	3	34	0	1	3-2-3-34																		
3	2	3	34	1	1	1. 一般事項 かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。								かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（国土交通省、平成21年4月）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。										
3	2	3	34	3	2	表3-2-12 要求性能の確認方法								表3-2-11 要求性能の確認方法										
3	2	3	34	6	1	6. 連結方法 連結の方法はコイル式とし表3-2-13のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	3	2	3	34	6	1	6. 連結方法 連結の方法はコイル式とし表3-2-12のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	表番号修正										
3	2	3	34	6	2	表3-2-13 連結コイル線	3	2	3	34	6	2	表3-2-12 連結コイル線	表番号修正										
3	2	3	34	6	3	表3-2-14 線材の品質管理試験の内容	3	2	3	34	6	3	表3-2-13 線材の品質管理試験の内容	表番号修正										
3	2	3	35	0	1	3-2-3-35 袋詰玉石工	3	2	3	35	0	1	3-2-3-35											
3	2	3	35	2	1	2. 根固め用袋材の性能 袋型根固め用袋材は、表3-2-15に示す性能を満足することを確認しなければならない。	3	2	3	35	2	1	2. 根固め用袋材の性能 袋型根固め用袋材は、表3-2-14に示す性能を満足することを確認しなければならない。	表番号修正										

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)											
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由
3	2	3	35	3	1	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-15に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	3	2	3	35	3	1	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	表番号修正
3	2	3	35	3	2		表3-2-15(1) 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法	3	2	3	35	3	2		表3-2-14(1) 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法	表番号修正、誤記修正
3	2	3	35	3	3		表3-2-15(2) 参考資料	3	2	3	35	3	3		表3-2-14(2) 参考資料	表番号修正
3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	
3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工	
3	2	4	4	11	1	11. 中掘り杭工法による既製杭工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。	3	2	4	4	11	1	11. 中掘り杭工法による既製杭工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	4	4	16	2		また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	3	2	4	4	16	2		また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定による。	3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定による。	
3	2	4	4	21	9	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-16の許容値を満足するように施工しなければならない。	3	2	4	4	21	9	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	表番号修正
3	2	4	4	21	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	2	4	4	21	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	
3	2	4	4	21	11		表3-2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	11		表3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	表番号修正
3	2	4	4	21	12	(8)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。	3	2	4	4	21	12	(8)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。	
3	2	4	4	21	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	3	2	4	4	21	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	
3	2	4	5	0	1	3-2-4-5	場所打杭工	3	2	4	5	0	1	3-2-4-5	場所打杭工	
3	2	4	5	9	1	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。	3	2	4	5	9	1	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	4	5	11	1	11. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。	3	2	4	5	11	1	11. 鉄筋かごの組立て	注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	4	6	0	1	3-2-4-6	深礎工									
3	2	4	6	6	1	6. 鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	3	2	4	6	6	1	6. 鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組み立て上の形状保持等の溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	4	8	0	1	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	3	2	4	8	0	1	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	
3	2	4	8	8	1	8. 中埋コンクリート施工前の作業	受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	3	2	4	8	8	1	8. 中埋めコンクリート施工前の作業	受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	4	8	9	1	9. 中埋コンクリートの打設	受注者は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	3	2	4	8	9	1	9. 中埋めコンクリートの打設	受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工	3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工	
3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定による。	3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)											
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由		
3	2	4	9	11	9	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-17の許容値を満足するように施工しなければならない。	3	2	4	9	11	9	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-16の許容値を満足するように施工しなければならない。	表番号修正
3	2	4	9	11	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	2	4	9	11	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	
3	2	4	9	11	11		表3-2-17 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	9	11	11		表3-2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値	表番号修正
3	2	4	9	11	12	(8)	受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。	3	2	4	9	11	12	(8)	受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。	
3	2	4	9	11	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。	3	2	4	9	11	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	4	9	13	1	13. 建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合せせる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	3	2	4	9	13	1	13. 建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置して二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合せせる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	
3	2	6	2	0	1	3-2-6-2	材料	3	2	6	2	0	1	3-2-6-2	材料	
3	2	6	2	1	1	1.適用規定	舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	3	2	6	2	1	1	1.適用規定	舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	不要記載の削除
3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	
3	2	6	3	8	1	8. 下層路盤の材料規格	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	1	8. 下層路盤の材料規格	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	8	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表3-2-18の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表3-2-17の規格に適合するものとする。	表番号修正
3	2	6	3	8	3		表3-2-18 下層路盤の品質規格	3	2	6	3	8	3		表3-2-17 下層路盤の品質規格	表番号修正
3	2	6	3	9	1	9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	1	9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	9	2	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-2-19、表3-2-20、表3-2-21の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	2	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-2-18、表3-2-19、表3-2-20の規格に適合するものとする。	表番号修正
3	2	6	3	9	3		表3-2-19 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	3		表3-2-18 上層路盤の品質規格	表番号修正
3	2	6	3	9	4		表3-2-20 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	4		表3-2-19 上層路盤の品質規格	表番号修正
3	2	6	3	9	5		表3-2-21 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	5		表3-2-20 上層路盤の品質規格	表番号修正
3	2	6	3	9	6	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表3-2-22の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	6	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表3-2-21の規格に適合するものとする。	表番号修正
3	2	6	3	9	7		表3-2-22 粒度調整路盤材の粒度範囲	3	2	6	3	9	7		表3-2-21 粒度調整路盤材の粒度範囲	表番号修正
3	2	6	3	11	1	11. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-23、表3-2-24の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	11	1	11. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-22、表3-2-23の規格に適合するものとする。	表番号修正
3	2	6	3	11	2		表3-2-23 鉄鋼スラグの品質規格	3	2	6	3	11	2		表3-2-22 鉄鋼スラグの品質規格	表番号修正
3	2	6	3	11	3		表3-2-24 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	3	2	6	3	11	3		表3-2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	表番号修正
3	2	6	3	15	1	15. 適用規格 (再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	3	2	6	3	15	1	15. 適用規格 (再生アスファルト(2))	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。	表記統一のため修正
3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-25、3-2-26の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-22、3-2-23の規格に適合するものとする。	表番号修正
3	2	6	3	21	1	21. マーシャル安定度試験	表3-2-25、3-2-26に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	1	21. マーシャル安定度試験	表3-2-24、3-2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	
3	2	6	3	21	2		表3-2-25 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	3	21	2		表3-2-24 マーシャル安定度試験基準値	
3	2	6	3	21	3		表3-2-26 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	21	3		表3-2-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	
3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)											
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由		
3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-3-27の規格による。	3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-3-26の規格による。	表番号修正
3	2	6	7	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	7	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	
3	2	6	7	3	6		表3-2-27 安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3	6		表3-2-26 安定処理路盤の品質規格	表番号修正
3	2	6	7	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	3	2	6	7	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	
3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-28に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	表番号修正
3	2	6	7	4	3		表3-2-28 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4	3		表3-2-27 マーシャル安定度試験基準値	表番号修正
3	2	6	7	5	1	5.基層及び表層の規定	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	5	1	5.基層及び表層の規定	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	7	5	5	(3)	受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-25に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3	2	6	7	5	5	(3)	受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-24に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	表番号修正
3	2	6	8	0	1	3-2-6-8	半たわみ性舗装工									
3	2	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章 及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本道路協会、平成25年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。								表記統一のため修正	
3	2	6	9	0	1	3-2-6-9	排水性舗装工									
3	2	6	9	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成25年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	9	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正
3	2	6	9	3	1	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-29の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	3	1	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	表番号修正
3	2	6	9	3	2		表3-2-29 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3	2		表3-2-28 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	表番号修正
3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-30の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-29の標準的性状を満足するものでなければならない。	表番号修正
3	2	6	9	4	2		表3-2-30 アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9	4	2		表3-2-29 アスファルト乳剤の標準的性状	表番号修正
3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-31を標準とし、表3-2-32に示す目標値を満足するように決定する。	3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-30を標準とし、表3-2-31に示す目標値を満足するように決定する。	表番号修正
3	2	6	9	5	2		表3-2-31 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	2	6	9	5	2		表3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	表番号修正
3	2	6	9	5	3		表3-2-32 ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	2	6	9	5	3		表3-2-31 ポーラスアスファルト混合物の目標値	表番号修正
3	2	6	10	0	1	3-2-6-10	透水性舗装工									
3	2	6	10	1	1	1.透水性舗装工の施工	透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	10	1	1	1.透水性舗装工の施工	透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)											
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由		
3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	グースアスファルト舗装工	
3	2	6	11	5	1	5. グースアスファルト舗装工の施工	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9-4-2グースアスファルト舗装の規定による。	3	2	6	11	5	1	5. グースアスファルト舗装工の施工	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-2グースアスファルト舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定による。	表記統一のため修正
3	2	6	11	6	1	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	6	1	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	
3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表3-2-33を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表3-2-32を満足するものでなければならない。	表番号修正
3	2	6	11	6	4		表3-2-33 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6	4		表3-2-32 接着剤の規格鋼床版用	表番号修正
3	2	6	11	6	5		表3-2-33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6	5		表3-2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	表番号修正
3	2	6	11	6	6		表3-2-33(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライアの品質	3	2	6	11	6	6		表3-2-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライアの品質	表番号修正
3	2	6	11	8	1	8. グースアスファルトの示方配合	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	3	2	6	11	8	1	8. グースアスファルトの示方配合	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	
3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表3-2-34に適合するものとする。	3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表3-2-33に適合するものとする。	表番号修正
3	2	6	11	8	3		表3-2-34 骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8	3		表3-2-33 骨材の標準粒度範囲	表番号修正
3	2	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表3-2-35に適合するものとする。	3	2	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表3-2-34に適合するものとする。	表番号修正
3	2	6	11	8	5		表3-2-35 標準アスファルト量	3	2	6	11	8	5		表3-2-34 標準アスファルト量	表番号修正
3	2	6	11	9	1	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	3	2	6	11	9	1	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	
3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-36の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-35の基準値を満足するものでなければならない。	表番号修正
3	2	6	11	9	3		表3-2-36 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	9	3		表3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	表番号修正
3	2	6	11	11	1		混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。							混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。		
3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-37を満足するものとする。						(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-36を満足するものとする。	表番号修正	
3	2	6	11	11	3		表3-2-37 アスファルトプラントにおける標準加熱温度							表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	表番号修正	
3	2	6	11	13	1	13. 目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。							目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。		
3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-38の規格を満足するものでなければならない。						(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-37の規格を満足するものでなければならない。	表番号修正	
3	2	6	11	13	6		表3-2-38 目地材の規格							表3-2-37 目地材の規格	表番号修正	
3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工									
3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40の規格に適合するものとする。	表番号修正
3	2	6	12	3	6		表3-2-39 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	3	2	6	12	3	6		表3-2-39 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	表番号修正
3	2	6	12	3	7		表3-2-40 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	3	2	6	12	3	7		表3-2-40 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	表番号修正
3	2	6	12	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-41に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	表番号修正
3	2	6	12	4	3		表3-2-41 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12	4	3		表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値	表番号修正
3	2	6	12	6	1	6. コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-42の規格に適合するものとする。							コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-41の規格に適合するものとする。	表番号修正	
3	2	6	12	6	2		表3-2-42 コンクリートの配合基準							表3-2-41 コンクリートの配合基準	表番号修正	
3	2	6	12	7	1	7. 材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-43の許容誤差の範囲内とする。							コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-42の許容誤差の範囲内とする。	表番号修正	
3	2	6	12	7	2		表3-2-43 計量誤差の許容値							表3-2-42 計量誤差の許容値	表番号修正	
3	2	6	12	10	1	10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定	受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	10	1	10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定	受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	10	2	(1)	受注者は、鉄網を締める時に、たわませたり移動させたりしてはならない。	3	2	6	12	10	2	(1)	受注者は、コンクリートを締める時に、鉄網をたわませたり移動させたりしてはならない。	誤記修正
3	2	6	12	13	1	13. 転圧コンクリート舗装の規定	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	3	2	6	12	13	1	13. 転圧コンクリート舗装の規定	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)									
編	章	節	条	項 以下	現行条文	編	章	節	条	項 以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
3	2	6	12	13	5	(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	13	(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。		
3	2	6	12	13	6	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-44によるものとする。	3	2	6	12	13	6	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。	表番号修正
3	2	6	12	13	7	表3-2-44 示方配合表	3	2	6	12	13	7	表3-2-43 示方配合表	表番号修正
3	2	6	12	14	1	14. コンクリート舗装目地の規定 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	14	1	14. コンクリート舗装目地の規定 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	14	10	(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-45を標準とする。	3	2	6	12	14	10	(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-44を標準とする。	表番号修正
3	2	6	12	14	11	表3-2-45 注入目地材(加熱施工式)の品質	3	2	6	12	14	11	表3-2-44 注入目地材(加熱施工式)の品質	表番号修正
3	2	6	16	0	1	3-2-6-16 舗装打換え工	3	2	6	16	0	1	3-2-6-16 舗装打換え工	
3	2	6	16	1	1	1. 既設舗装の撤去	3	2	6	16	1	1	1. 既設舗装の撤去	
3	2	6	16	1	3	(2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3	2	6	16	1	3	(2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	記号修正
3	2	7	0	0	1	第7節 地盤改良工								
3	2	7	9	0	1	3-2-7-9 固結工								
3	2	7	9	1	1	1. 攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。	3	2	7	9	1	1	1. 攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。	積算基準に記載された新規工種のため追加
							3	2	7	9	6	1	6. 中層混合処理	積算基準に記載された新規工種のため追加
							3	2	7	9	6	2	(1) 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。	積算基準に記載された新規工種のため追加
							3	2	7	9	6	3	なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	積算基準に記載された新規工種のため追加
							3	2	7	9	6	4	(2) 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能をもつ機械である。	積算基準に記載された新規工種のため追加
							3	2	7	9	6	5	(3) 受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。	積算基準に記載された新規工種のため追加
							3	2	7	9	6	6	なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	
							3	2	7	9	6	7	施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督員と協議しなければならない。	
3	2	7	9	6	1	6. 薬液注入工法 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。	3	2	7	9	7	1	7. 薬液注入工法 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。	項目番号修正
3	2	7	9	7	1	7. 薬液注入工事前の確認事項 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。	3	2	7	9	8	1	8. 薬液注入工事前の確認事項 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。	項目番号修正
3	2	7	9	8	1	8. 適用規定 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号)の規定による。	3	2	7	9	9	1	9. 適用規定 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号)の規定による。	項目番号修正
3	2	7	9	9	1	9. 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。	3	2	7	9	10	1	10. 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。	項目番号修正 記号修正(係わる一係る)
3	2	7	9	9	2	なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	7	9	10	2	なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
3	2	12	0	0	1	第12節 工場製作工(共通)	3	2	12	0	0	1	第12節	
3	2	12	2	0	1	3-2-12-2 材料	3	2	12	2	0	1	3-2-12-2	
3	2	12	2	3	1	3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-46に従って設定しなければならない。	3	2	12	2	3	1	3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-45に従って設定しなければならない。	表番号修正
3	2	12	2	3	2	表3-2-46 溶接材料区分	3	2	12	2	3	2	表3-2-45 溶接材料区分	表番号修正
3	2	12	2	3	4	なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。	3	2	12	2	3	4	なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	2	3	5	(2) SM490以上の鋼材を溶接する場合	3	2	12	2	3	5	(2) SM490, SM490Y, SM520, SBHS400, SM570及びCSBHS500を溶接する場合	諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)					改定理由													
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下														
3	2	12	2	4	1	3	2	12	2	4	1	4. 被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-47に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	4	1	4. 被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-46に従って乾燥させなければならない。	表番号修正	
3	2	12	2	4	2	3	2	12	2	4	2	表3-2-47 溶接棒乾燥の温度と時間	表3-2-47 溶接棒乾燥の温度と時間	3	2	12	2	4	2	表3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間	表3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間	表番号修正	
3	2	12	2	5	1	3	2	12	2	5	1	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-48に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	5	1	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-47に従って乾燥させなければならない。		
3	2	12	2	5	2	3	2	12	2	5	2	表3-2-48 フラックスの乾燥の温度と時間	表3-2-48 フラックスの乾燥の温度と時間	3	2	12	2	5	2	表3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間	表3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間		
3	2	12	2	7	5	3	2	12	2	7	5	(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-49の基準を遵守しなければならない。	(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-49の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	5	(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-48の基準を遵守しなければならない。	(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-48の基準を遵守しなければならない。		
3	2	12	2	7	6	3	2	12	2	7	6	表3-2-49 多液形塗料の可使時間	表3-2-49 多液形塗料の可使時間	3	2	12	2	7	6	表3-2-48 多液形塗料の可使時間	表3-2-48 多液形塗料の可使時間		
3	2	12	3	0	1	3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	3-2-12-3	3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	3-2-12-3		
3	2	12	3	1	1	3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	1. 製作加工	3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	1. 製作加工		
3	2	12	3	1	9	3	2	12	3	1	9	(2) 工作	(2) 工作	3	2	12	3	1	9	(2) 工作	(2) 工作		
3	2	12	3	1	10	3	2	12	3	1	10	① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。	① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	10	① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。	① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。		
3	2	12	3	1	11	3	2	12	3	1	11	ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。	ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。	3	2	12	3	1	11	ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。	ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。		
3	2	12	3	1	12	3	2	12	3	1	12	また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。	また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。	3	2	12	3	1	12			誤記修正	
3	2	12	3	1	13	3	2	12	3	1	13	なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	3	2	12	3	1	13	なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	提出書類に係る修正	
3	2	12	3	1	15	3	2	12	3	1	15	③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	3	2	12	3	1	15	③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、ファイラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正	
3	2	12	3	1	16	3	2	12	3	1	16	④ 受注者は、塗装される主要部材において組立て後に自由線となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立て後に自由線となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	3	2	12	3	1	16	④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立て後に自由線となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立て後に自由線となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正	
3	2	12	3	1	21	3	2	12	3	1	21	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	3	2	12	3	1	21	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。		
3	2	12	3	1	22	3	2	12	3	1	22	なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	22	なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		
3	2	12	3	1	23	3	2	12	3	1	23	ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-50に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	23	ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	表番号修正	
3	2	12	3	1	24	3	2	12	3	1	24	表3-2-50 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1	24	表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	表番号修正	
3	2	12	3	1	40	3	2	12	3	1	40	(4) 溶接施工試験	(4) 溶接施工試験	3	2	12	3	1	40	(4) 溶接施工試験	(4) 溶接施工試験		
3	2	12	3	1	41	3	2	12	3	1	41	① 注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	① 注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	3	2	12	3	1	41	① 注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	① 注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。		
3	2	12	3	1	42	3	2	12	3	1	42	ただし、二次部材については、除くものとする。	ただし、二次部材については、除くものとする。	3	2	12	3	1	42	ただし、二次部材については、除くものとする。	ただし、二次部材については、除くものとする。		
3	2	12	3	1	43	3	2	12	3	1	43	なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。	なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。	3	2	12	3	1	43	なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。	なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。		
3	2	12	3	1	45	3	2	12	3	1	45	2) SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	3	2	12	3	1	45	2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	諸基準類の改定に伴う修正	
3	2	12	3	1	75	3	2	12	3	1	75	(8) 予熱	(8) 予熱	3	2	12	3	1	75	(8) 予熱	(8) 予熱		
3	2	12	3	1	78	3	2	12	3	1	78	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-50の条件を満たす場合に限り、表3-2-51により予熱することを標準とする。	3	2	12	3	1	78	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-50の条件を満たす場合に限り、表3-2-51により予熱することを標準とする。	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-50の条件を満たす場合に限り、表3-2-51により予熱することを標準とする。	諸基準類の改定に伴う修正	
3	2	12	3	1	78	3	2	12	3	1	78	表3-2-51 予熱温度の標準	表3-2-50 予熱温度の標準	3	2	12	3	1	78	表3-2-50 予熱温度の標準	表3-2-50 予熱温度の標準	表番号修正	
3	2	12	3	1	79	3	2	12	3	1	79	表3-2-52 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	3	2	12	3	1	79	表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	表番号修正	
3	2	12	3	1	80	3	2	12	3	1	80		表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準	表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準	3	2	12	3	1	80	表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準	表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準	表追加修正
3	2	12	3	1	81	3	2	12	3	1	81	(9) 溶接施工上の注意	(9) 溶接施工上の注意	3	2	12	3	1	81	(9) 溶接施工上の注意	(9) 溶接施工上の注意		

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)									
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
3	2	12	3	1	84	② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	3	2	12	3	1	84	② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	
3	2	12	3	1	85	エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。	3	2	12	3	1	85	エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。	
3	2	12	3	1	86	なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。	3	2	12	3	1	86	なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	95	(11) 溶接の検査	3	2	12	3	1	95	(11) 溶接の検査	
3	2	12	3	1	114	④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。	3	2	12	3	1	114	④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、 <b>溶接線全線を対象として</b> 肉眼で行うものとするが、 <b>判定が困難な場合には</b> 、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	115	⑤ 受注者は、 <b>主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、角継手</b> に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。	3	2	12	3	1	115	⑤ 受注者は、 <b>断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手</b> に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	116	その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。	3	2	12	3	1	116	その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。	
3	2	12	3	1	117	ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。	3	2	12	3	1	117	ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。	
3	2	12	3	1	119	2) 受注者は、アンダーカットの深さを <b>0.5mm</b> 以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	3	2	12	3	1	119	2) 受注者は、アンダーカットの深さを <b>設計上許容される値</b> 以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	136	(14) 仮組立て	3	2	12	3	1	136	(14) 仮組立て	
3	2	12	3	1	137	① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと (以下「実仮組立」という。) を基本とする。	3	2	12	3	1	137	① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと (以下「実仮組立」という。) を基本とする。	
3	2	12	3	1	138	ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て <b>実施</b> できる。	3	2	12	3	1	138	ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て <b>これに代えることができる</b> 。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	7	0	1	3-2-12-7 橋梁防護柵製作工	3	2	12	7	0	1	3-2-12-7	
3	2	12	7	1	1	1. 製作加工	3	2	12	7	1	1	1. 製作加工	
3	2	12	7	1	2	(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合	3	2	12	7	1	2	(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合	
3	2	12	7	1	4	② 受注者は、 <b>亜鉛の付着量をJIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 227の275g/m<sup>2</sup> (両面付着量) 以上と</b> しなければならない。その場合受注者は、 <b>亜鉛の付着量が前述以上であることを確認</b> しなければならない。	3	2	12	7	1	4	② 受注者は、 <b>めっき付着量を両面で275g/m<sup>2</sup>以上と</b> しなければならない。その場合、受注者は、 <b>めっき付着量が前述以上であることを確認</b> しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	7	1	5	③ 受注者は、 <b>熱硬化性</b> アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	3	2	12	7	1	5	③ 受注者は、 <b>熱硬化性</b> アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	12	7	1	6	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合	3	2	12	7	1	6	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合	
3	2	12	7	1	8	② 受注者は、 <b>亜鉛の付着量を</b> ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	12	7	1	8	② 受注者は、 <b>めっき付着量を</b> ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	14	0	0	1	第14節 法面工 (共通)	3	2	14	0	0	1	第14節 法面工 (共通)	
3	2	14	7	0	1	3-2-14-7 かご工	3	2	14	7	0	1	3-2-14-7 かご工	
3	2	14	7	2	1	2. 詰石 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。	3	2	14	7	2	1	2. 詰石 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。	
3	2	14	7	2	2	なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <b>扁平</b> にならないようにしなければならない。	3	2	14	7	2	2	なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <b>扁平</b> にならないようにしなければならない。	表記統一のため修正
3	2	17	0	0	1	第17節 植栽維持工	3	2	17	0	0	1	第17節 植栽維持工	
3	2	17	2	0	1	3-2-17-2 材料	3	2	17	2	0	1	3-2-17-2 材料	
3	2	17	2	1	1	1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	3	2	17	2	1	1	1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	
3	2	17	2	1	2	なお、薬剤については農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第69号) に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	2	なお、薬剤については農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号) に基づくものでなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	0	0	0	0	1	第6編 河川編	6	0	0	0	0	1	第6編 河川編	
6	3	0	0	0	1	第3章 樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章 樋門・樋管	
6	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
6	3	2	0	2	4	建設省河川砂防技術基準 (案) (平成9年10月)							国土交通省河川砂防技術基準 (案)	表記統一のため修正
6	4	0	0	0	1	第4章 水門	6	4	0	0	0	1	第4章 水門	
6	4	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	



土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)						新 (令和元年10月版)						改定理由						
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下		編	章	節	条	項	以下
6	4	2	0	0	10													
						国土交通省機械工事施工管理基準 (案) (平成22年4月)												
6	4	3	0	0	1	第3節												
						工場製作工												
6	4	3	6	0	1	6-4-3-6												
						鋼製排水管製作工												
6	4	3	6	1	1	1. 製作加工												
6	4	3	6	1	2	(1)												
						受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。												
6	4	3	6	1	3	(2)												
						受注者は、取付金具と桁本体との取付けベースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。												
6	4	3	6	1	4	(3)												
						受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。												
6	4	3	6	2	1	2. 適用規定												
						ボルト・ナットの施工については、第3編3-2-12-3桁製作工の規定による。												
6	4	5	0	0	1	第5節												
						軽量盛土工												
6	4	5	1	0	1	6-4-5-1												
						一般事項												
6	4	5	1	1	2													
						本節は、軽量盛土工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。												
6	4	14	0	0	1	第14節												
						コンクリート管理橋上部工 (PC橋)												
6	4	14	1	0	1	6-4-14-1												
						一般事項												
6	4	14	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用												
						受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。												
6	5	0	0	0	1	第5章												
						堰												
6	5	1	0	0	1	第1節												
						適用												
6	5	1	0	5	1	5. 適用規定(3)												
						受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは機械工事共通仕様書 (案) の規定による。												
6	5	6	0	0	1	第6節												
						可動堰本体工												
6	5	6	1	0	1	6-5-6-1												
						一般事項												
6	5	6	1	2	1	2. 適用規定												
						受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章 施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。												
6	5	7	0	0	1	第7節												
						固定堰本体工												
6	5	7	1	0	1	6-5-7-1												
						一般事項												
6	5	7	1	2	1	2. 適用規定												
						受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章 施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。												
6	5	8	0	0	1	第8節												
						魚道工												
6	5	8	1	0	1	6-5-8-1												
						一般事項												
6	5	8	1	2	1	2. 適用規定												
						受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章 施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。												
6	5	10	0	0	1	第10節												
						鋼管理橋上部工												
6	5	10	10	0	1	6-5-10-10												
						支承工												
6	5	10	10	0	2													
						受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧 (日本道路協会) 第5章 支承部の施工 による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。												
6	5	15	0	0	1	第15節												
						コンクリート管理橋上部工 (PC橋)												
6	5	15	1	0	1	6-5-15-1												
						一般事項												

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)																						
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	新条文	改定理由	
6	5	15	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	15	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。											JISの表記修正	
6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	支承工	6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	支承工												
6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧 (日本道路協会) 第5章 支承部の施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工 (日本道路協会、平成16年4月)」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。												表記統一のため修正
6	5	16	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6	5	16	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)												
6	5	16	1	0	1	6-5-16-1	一般事項	6	5	16	1	0	1	6-5-16-1	一般事項												
6	5	16	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	16	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。											JISの表記修正	
6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	支承工	6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	支承工												
6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧 (日本道路協会) 第5章 支承部の施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工 (日本道路協会、平成16年4月)」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。												表記統一のため修正
6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)												
6	5	17	1	0	1	6-5-17-1	一般事項	6	5	17	1	0	1	6-5-17-1	一般事項												
6	5	17	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	17	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。											JISの表記修正	
6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	支承工	6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	支承工												
6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧 (日本道路協会) 第5章 支承部の施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工 (日本道路協会、平成16年4月)」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。												表記統一のため修正
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編												
7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸												
7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準												
7	1	2	0	0	6		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成26年12月)	7	1	2	0	0	6		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月)											発行年月の修正	
7	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工	7	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工												
7	1	5	1	0	1	7-1-5-1	一般事項	7	1	5	1	0	1	7-1-5-1	一般事項												
7	1	5	1	6	1	6. 裏込め材の注	受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。	7	1	5	1	6	1	裏込め材の施工	受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材の締固めは締固め機械を用いて施工しなければならない。												表記統一のため修正
7	3	0	0	0	1	第3章	海城堤防 (人工リーフ、離岸堤、潜堤)	7	3	0	0	0	1	第3章	海城堤防 (人工リーフ、離岸堤、潜堤)												
7	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	7	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準												
7	3	2	0	0	6		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成26年12月)	7	3	2	0	0	6		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月)											発行年月の修正	
8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編												
8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤												
8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準												
8	1	2	0	0	5		土木学会コンクリート標準示方書 (施工編) (平成25年3月)	8	1	2	0	0	5		土木学会コンクリート標準示方書 (施工編) (平成30年3月)											発行年月の修正	
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策												
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準												
8	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)	8	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会新版地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月)											発行年月・タイトルの修正	
8	3	5	0	0	1	第5節	擁壁工	8	3	5	0	0	1	第5節	擁壁工												
8	3	5	8	0	1	8-3-5-8	落石防護工	8	3	5	8	0	1	8-3-5-8	落石防護工												
8	3	5	8	2	1	2. ケーブル金網	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	8	3	5	8	2	1	2. ワイヤロープ	受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。												諸基準類の改定に伴う修正
8	3	7	0	0	1	第7節	地下水排除工	8	3	7	0	0	1	第7節	地下水排除工												
8	3	7	4	0	1	8-3-7-4	集排水ボーリング工	8	3	7	4	0	1	8-3-7-4	集排水ボーリング工												
8	3	7	4	4	1	4. せん孔完了後	受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。	8	3	7	4	4	1	4. せん孔完了後	受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。												用語修正
9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編												
9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム												
9	1	7	0	0	1	第7節	埋設物設置工	9	1	7	0	0	1	第7節	埋設物設置工												
9	1	7	3	0	1	9-1-7-3	継目グラウチング設備設置	9	1	7	3	0	1	9-1-7-3	継目グラウチング設備設置												
9	1	7	3	2	1	2. パイプづまり	受注者は、サブライ、リターン等に標示板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。	9	1	7	3	2	1	2. パイプづまり	受注者は、サブライ、リターン等に標示板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。												用語修正
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編												

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)											
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由		
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章		
10	1	11	0	0	1	第11節	落石雪害防止工	10	1	11	0	0	1	第11節		
10	1	11	5	0	1	10-1-11-5	落石防護柵工	10	1	11	5	0	1	10-1-11-5		
10	1	11	5	2	1	2. ケーブル金網 式の設置	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	10	1	11	5	2	1	2. ワイヤロープ 及び金網の設 置	受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	
10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	
10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	コンクリート舗装工	10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	コンクリート舗装工	
10	2	4	10	4	1	4. 初期養生	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	10	2	4	10	4	1	4. 初期養生	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表記統一のため修正
10	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	10	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	
10	2	8	1	0	1	10-2-8-1	一般事項	10	2	8	1	0	1	10-2-8-1	一般事項	
10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」(日本道路協会、平成28年12月改訂)、「道路土工要綱第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工」(日本道路協会、平成28年12月)の規定、「道路土工要綱第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記修正
10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	
10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料	10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料	
10	2	9	2	4	1	4. リブの取付	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	4	1	4. リブの取付	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	用語修正
10	2	9	2	5	1	5. 下地処理	受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	2	9	2	5	1	5. 下地処理	受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	用語修正
10	2	9	2	6	1	6. 文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	6	1	6. 文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	用語修正 表記統一のため修正
10	2	10	0	0	1	第10節	区画線工	10	2	10	0	0	1	第10節	区画線工	
10	2	10	1	0	1	10-2-10-1	一般事項	10	2	10	1	0	1	10-2-10-1	一般事項	
10	2	10	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、「道路土工要綱第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	10	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	
10	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	10	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	
10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	橋台躯体工	10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	橋台躯体工	
10	3	6	8	3	1	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	6	8	3	1	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。	施工実態に基づき改定
10	3	6	8	6	1	6. モルタル仕上げ	受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	10	3	6	8	6	1	6. モルタル仕上げ	受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	施工実態に基づき改定
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	
10	4	8	0	0	1	第8節	橋梁附属物工	10	4	8	0	0	1	第8節	橋梁附属物工	
10	4	8	6	0	1	10-4-8-6	橋梁用防護柵工	10	4	8	6	0	1	10-4-8-6	橋梁用防護柵工	
10	4	8	6	0	2		受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	10	4	8	6	0	2	(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
10	4	8	6	0	3			10	4	8	6	0	3	(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が予想される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
10	4	8	6	0	4			10	4	8	6	0	4	① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所		
10	4	8	6	0	5			10	4	8	6	0	5	② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所		

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)																						
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	新条文	改定理由	
10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	10	4	8	6	0	6													③路面上の水を路側に排水する際、その塗上に支柱がある場合	
10	5	5	1	0	1	10-5-5-1	一般事項	10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工												
10	5	5	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	5	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正											
10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工	10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工												
10	5	6	1	0	1	10-5-6-1	一般事項	10	5	6	1	0	1	10-5-6-1	一般事項												
10	5	6	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	6	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 02050-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正											
10	5	7	0	0	1	第7節	プレビーム桁橋工	10	5	7	0	0	1	第7節	プレビーム桁橋工												
10	5	7	1	0	1	10-5-7-1	一般事項	10	5	7	1	0	1	10-5-7-1	一般事項												
10	5	7	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	7	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正											
10	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工	10	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工												
10	5	8	1	0	1	10-5-8-1	一般事項	10	5	8	1	0	1	10-5-8-1	一般事項												
10	5	8	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	8	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正											
10	5	9	0	0	1	第9節	PC版桁橋工	10	5	9	0	0	1	第9節	PC版桁橋工												
10	5	9	1	0	1	10-5-9-1	一般事項	10	5	9	1	0	1	10-5-9-1	一般事項												
10	5	9	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	9	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正											
10	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工	10	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工												
10	5	10	1	0	1	10-5-10-1	一般事項	10	5	10	1	0	1	10-5-10-1	一般事項												
10	5	10	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	10	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正											
10	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工	10	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工												
10	5	11	1	0	1	10-5-11-1	一般事項	10	5	11	1	0	1	10-5-11-1	一般事項												
10	5	11	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	11	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正											
10	5	12	0	0	1	第12節	PC押し出し箱桁橋工	10	5	12	0	0	1	第12節	PC押し出し箱桁橋工												
10	5	12	1	0	1	10-5-12-1	一般事項	10	5	12	1	0	1	10-5-12-1	一般事項												
10	5	12	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	10	5	12	1	7	1	7. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正											
10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル (NATM)	10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル (NATM)												
10	6	1	0	0	1	第1節	適用	10	6	1	0	0	1	第1節	適用												
10	6	1	0	9	1	9. 坑内観察調査	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。	10	6	1	0	9	1	9. 坑内観察調査	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。												
10	6	1	0	9	2		なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。	10	6	1	0	9	2		なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。												
10	6	1	0	9	3		なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	10	6	1	0	9	3		受注者は、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	重複表記を修正											
10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準												
10	6	2	0	0	18		厚生労働省「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)」	10	6	2	0	0	18		厚生労働省「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)」	発行年月の修正											
								10	6	2	0	0	21		厚生労働省「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)」	諸基準類の新規策定による追加											
10	6	3	0	0	1	第3節	トンネル掘削工	10	6	3	0	0	1	第3節	トンネル掘削工												
10	6	3	2	0	1	10-6-3-2	掘削工	10	6	3	2	0	1	10-6-3-2	掘削工												
								10	6	3	2	8	1	8. 切羽監視責任者の配置	切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要することができる。	歩掛改定に伴い、原則専任で切羽監視責任者を配置することとなったため、切羽監視責任者の配置の明示を行う											
10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド												
10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準												
10	7	2	0	0	16		土木学会コンクリート標準示方書 (設計編) (平成25年3月)	10	7	2	0	0	16		土木学会コンクリート標準示方書 (設計編) (平成30年3月)	諸基準類の改定に伴う修正											

土木工事共通仕様書新旧対照表

新 (平成30年10月版)					新 (令和元年10月版)											
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由		
10	7	2	0	0	17	土木学会コンクリート標準示方書 (施工編) (平成25年3月)	10	7	2	0	0	17	土木学会コンクリート標準示方書 (施工編) (平成30年3月)	諸基準類の改定に伴う修正		
10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	1	第8章		
10	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	10	8	5	0	0	1	第5節		
10	8	5	6	0	1	10-8-5-6	受台工	10	8	5	6	0	1	10-8-5-6		
10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第5章 支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜きの施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正
10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	
10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工	10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工	
10	12	5	4	0	1	10-12-5-4	現場打ボックス工 (特殊部)	10	12	5	4	0	1	10-12-5-4	現場打ボックス工 (特殊部)	
10	12	5	4	0	2		現場打ボックス工 (特殊部) の施工については、第10編10-11-6-2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。	10	12	5	4	0	2		現場打ボックス工 (特殊部) の施工については、第10編10-11-6-2現場打躯体工の規定による。	参照箇所の修正
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	
10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
								10	14	2	0	0	9	日本道路協会道路トンネル維持管理便覧 (附属施設編) (平成27年6月)	諸基準類の改定に伴う修正	
10	14	2	0	0	9		日本道路協会道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)	10	14	2	0	0	10		日本道路協会道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)	
10	14	2	0	0	10		日本道路協会舗装施工便覧 (平成18年2月)	10	14	2	0	0	11		日本道路協会舗装施工便覧 (平成18年2月)	
10	14	2	0	0	11		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	10	14	2	0	0	12		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
10	14	2	0	0	12		日本道路協会舗装設計施工指針 (平成18年2月)	10	14	2	0	0	13		日本道路協会舗装設計施工指針 (平成18年2月)	
10	14	2	0	0	13		日本道路協会舗装設計便覧 (平成18年2月)	10	14	2	0	0	14		日本道路協会舗装設計便覧 (平成18年2月)	
10	14	2	0	0	14		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針 (案) とその解説- (平成29年11月)	10	14	2	0	0	15		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針 (案) とその解説- (平成29年11月)	
10	14	2	0	0	15		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10	14	2	0	0	16		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	
10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工									
10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	路上再生工									
10	14	4	7	2	1	2. 路上表層再生工	路上表層再生工については、以下の規定による。									
10	14	4	7	2	8	(2)	室内配合									
10	14	4	7	2	9	(1)	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-24マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満たし、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。							受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満たし、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	表番号修正	
10	14	4	7	2	11	(3)	現場配合									
10	14	4	7	2	12		受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-24マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合 (現場配合) を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。							受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合 (現場配合) を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	表番号修正	
10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	
10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	
10	14	7	2	4	1	4. 標識板	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	14	7	2	4	1	4. 標識板	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	
10	14	7	2	5	1	5. 標識板の地下処理	受注者は、標識板の地下処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	14	7	2	5	1	5. 標識板の地下処理	受注者は、標識板の地下処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	
10	14	7	2	6	1	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	1	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

新（平成30年10月版）						新（令和元年10月版）										
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文	改定理由	
10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	10	14	14	0	0	1	第4節	橋梁床版工	
10	14	14	4	0	1	10-14-4-4	床版補強工（増桁架設工法）	10	14	14	4	0	1	10-14-4-4	床版補強工（増桁架設工法）	
10	14	14	4	8	1	8. 注入パイプの撤去	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	10	14	14	4	8	1	8. 注入パイプの撤去	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
10	14	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	10	14	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	
10	14	19	3	0	1	10-14-19-3	付属物復旧工	10	14	19	3	0	1	10-14-19-3	付属物復旧工	
10	14	19	3	5	1	5. 標識板復旧の施工	受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	10	14	19	3	5	1	5. 標示板復旧の施工	受注者は、標示板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	用語修正
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	
10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	
10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	
10	16	9	2	4	1	4. リブの取付	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	16	9	2	4	1	4. リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	用語修正
10	16	9	2	5	1	5. 脱脂処理	受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	16	9	2	5	1	5. 脱脂処理	受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	用語修正
10	16	9	2	6	1	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	用語修正
10	16	18	0	0	1	第18節	落石雪害防止工	10	16	18	0	0	1	第18節	落石雪害防護工	

「土木工事共通仕様書新旧対照表（図表）」

現行（平成 30 年度版）

表 1-3-7 寒中コンクリートの養生期間

型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B 種
(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日

注：水セメント比が 55% の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

改定案（令和元年度）

表 1-3-7 寒中コンクリートの養生期間

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメント B 種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9 日	5 日	12 日
	10℃	7 日	4 日	9 日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4 日	3 日	5 日
	10℃	3 日	2 日	4 日

注：水セメント比が 55% の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比表面積	cm <sup>2</sup> /g	2,500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安定性	バット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10 以下
圧 縮 強 さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28d	42.5 以上
水 和 熱 J/g	7 d	350 以下
	28d	400 以下
酸化マグネシウム%		5.0 以下
三酸化硫黄%		3.5 以下
強熱減量%		5.0 以下
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下
塩化物イオン%		0.035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na o eq) の値を 0.6% 以下とする。

表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比表面積	cm <sup>2</sup> /g	2,500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安定性	バット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10 以下
圧 縮 強 さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28d	42.5 以上
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する
	28d	測定値を報告する
酸化マグネシウム%		5.0 以下
三酸化硫黄%		3.5 以下
強熱減量%		5.0 以下
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下
塩化物イオン%		0.035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na o eq) の値を 0.6% 以下とする。

現行（平成 30 年度版）

表 3-2-7 設計ボルト軸力 (kN)

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F8T B8T	M20	133
	M22	165
	M24	192
F10T S10T B10T	M20	165
	M22	205
	M24	238

改定案（令和元年度）

表 3-2-7 設計ボルト軸力 (kN)

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F8T B8T	M20	133
	M22	165
	M24	192
F10T S10T B10T	M20	165
	M22	205
	M24	238
S14T	M22	299
	M24	349

表 3-2-7 常温時（10～30℃）の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	172～202
	M22	212～249
	M24	247～290

表 3-2-7 常温時（10～30℃）の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	172～202
	M22	212～249
	M24	247～290
S14T	M22	311～373
	M24	363～435

表 3-2-8 常温時（0～10℃、30～60℃）の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	167～211
	M22	207～261
	M24	241～304

表 3-2-8 常温時（0～10℃、30～60℃）の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	167～211
	M22	207～261
	M24	241～304
S14T	M22	299～391
	M24	349～457



誤	正
---	---

**表 3-2-46 溶接材料区分**

使用区分	使用する溶接材料
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料

**表 3-2-45 溶接材料区分**

使用区分	使用する溶接材料
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料

**表 3-2-51 溶接材料区分**

鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)			
		板厚区分(mm)			
		25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
SMA 490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
SMA 570W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80

**表 3-2-50 溶接材料区分**

鋼種	溶接方法	予熱温度(℃)			
		板厚区分(mm)			
		25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA 490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SBHS400	低酸毒系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SBHS400W	低酸毒系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SBHS500	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SBHS500W	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし

表 3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合の  $P_{CM}$  の条件  
(%)

鋼種 鋼材の 板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下

表 3-2-50 予熱温度の標準を適用する場合の  $P_{CM}$  の条件

表 3-2-52  $P_{CM}$  値と予熱温度の標準

表 3-2-55 欠陥の補修方法

表 3-2-55 欠陥の補修方法